

「なくそう婚外子差別 つくれ住民票」裁判とは？地方自治の実現と差別撤廃を！

「出生届」という人生の第一歩で、婚姻届をしていない親の子は、なぜ「嫡出でない子」という差別記載をされなくてはいけないのか。その差別を拒んだら、なぜ住民票が作られず、住民サービスで不便を強いられなくてはいけないのか。

世田谷区在住の菅原和之さんらが、子の出生届の続柄欄に「嫡出でない子」との差別的記載を拒んだために不受理となり、それを理由に世田谷区

は子の住民票作成を拒否しました。

菅原さんは裁判をおこし、2007年5月31日東京地裁は世田谷区に対して住民票作成を命じる判決を出しました。

しかし世田谷区は控訴し、東京高裁はたった1回の口頭弁論で2007年11月5日逆転敗訴を言い渡しました。菅原さんはこの不当判決を許さず、最高裁に上告しています。

住民票の作成は、区市町村の裁量で可能です！

市区町村に作成が義務付けられている住民票は、居住関係を公証し住民サービス提供のもとになっています。出生届という戸籍法による手続きがされていなくても、居住が確認されれば作成すべきものです。

東京地裁判決は、住民票がないことによる「日常の社会生活の様々な場面における不利益の累積は、市民生活上看過できない負担」であり、将来的に選挙権の行使にかかわる重大な問題と指

摘しました。そして居住の確認ができるのに住民票を作成しなかったのは違法だ、と判断しました。

ところが東京高裁は、住民票作成は出生届が受理されていることが要件、と決めつけました。しかしこれは法律や判例の解釈を誤り、地方自治の本旨に反した判決です。しかも現に出生届なしに作成している自治体があることは認め、例外的に作成できる場合も述べるなど、矛盾にみちた判決です。

「嫡出でない子」の記載は、国際的に認められない差別です！

「嫡出子か否か」の記載を求めることは出生による子の差別だ、と日本は国際的に非難されています。世界人権宣言や国際人権規約、そして日本も批准している女性差別撤廃条約や子どもの権利条約など、いずれも出生による差別を禁止しています。これらの条約により設置された国際機関から日本は「婚外子差別」の撤廃を勧告されてい

ます。法の下での平等を定めた憲法にも違反します。

ところが東京高裁判決は、「嫡出でない子」との記載を拒むことは「父母の個人的な信条」にすぎず、それによる不利益は親の責任だ、と非難しています。これは婚外子差別の問題を無視して親に責任を転嫁し、不利益を避けたいければ信条を変えろと迫る、思想良心の自由に反する判決です。

司法による権利の回復を！ 世田谷区は住民票の作成を！

菅原さんは、再三世田谷区に対して住民票作成を求め、不服申し立てなどできるかぎり的手段を講じて住民票が作成されなかったため、やむなく裁判に訴えました。経済的に余裕もなく、弁護士を頼まない本人訴訟で、「住民票不記載」という権利侵害の救済を求めています。最高裁は十分な審理を行い、住民票作成を命じるべきです。

世田谷区は子ども条例で「子どもは、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます」とうたっています。東京高裁判決でも、出生届がなくとも自治体の判断で住民票を作ることを、禁じてはいません。「婚外子差別」という出生による子の差別をなくしていくため、すみやかに自治的判断で住民票を作ることを求めます。

「なくそう婚外子差別 つくれ住民票」賛同アピールをすすめる会

世田谷区豪徳寺1-41-6

電話&FAX：3706-7204